

【周知文】

令和5年度処遇改善加算計画書について

社会福祉法人 久和会

1 対象事業所

障がい者支援施設 赤池学園

グループホーム オレンジハウス

2 対象職員 正規支援員、非正規支援員

3 改善期間 令和5年4月～令和6年3月

4 加算区分 加算I

5 改善方法及び金額

≪処遇改善加算≫

・赤池学園 ・グループホームオレンジハウス

① 正規介護職員 月額 7,000～40,000 円

② 非正規介護職員・その他（兼務等） 月額 5,000～30,000 円

≪特定処遇改善加算≫

・赤池学園 ・グループホームオレンジハウス

① (A) 経験・技能ある障害福祉人材で勤続年数10年以上勤務した者
月額 5,000～25,000 円

② (B) 勤続年数10年以下で、(A)以外の他の障害福祉人材
月額 0～23,000 円

③ (C) その他の職種
月額 0～10,000 円

※ (C) その他の職種とは、障害福祉人材において、支援員（介護福祉士又は介護士）以外の職種である為、事務員、看護師、リハビリ、社会福祉士等を言う。

又、(C) その他の職員で、年収440万円以上にあたる職員への交付は認められない。

6 キャリアパス要件

① キャリアパス要件I

イ) 職位、職責又は職務内容等に応じた任用の要件は「就業規則」に定める

ロ) 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系は「給与規程」に定める

ハ) 「就業規則」「給与規程」を備え付けることで周知する。

② キャリアパス要件Ⅱ

イ) 資質向上のために計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、支援員の能力評価を行う。研修費用は法人の全額負担とする。

ロ) 「研修計画書」を掲示することで周知する。

③ キャリアパス要件Ⅲ

イ) 昇給は毎年4月に行う。「人事評価」と「経験年数」に応じてなされる仕組みとする。

ロ) 「給与規程」「人事評価要綱」を事業所に備え付けることで周知する。

7 職場環境等要件

① 資質の向上

研修の受講やキャリア段位制度と人事考課を連動する。

② 職場環境・処遇の改善

イ) 子育てとの両立を目指すために、育児休業制度を充実する。

ロ) ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉
・支援員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容を改善する

③ その他

地域住民との交流の場として施設開放を行う。

【周知文】

令和5年度処遇改善加算計画書について

社会福祉法人 久和会
介護老人保健施設 笑寿の森

- 1 対象事業所・・・介護老人保健施設 笑寿の森
- 2 対象職員 正規職員、非正規職員
- 3 改善期間 令和5年6月～令和6年5月（処遇）、令和5年4月～令和6年3月（特定）
- 4 加算区分 加算I
- 5 改善方法及び金額

≪処遇改善加算≫

・介護老人保健施設 笑寿の森

- | | | | |
|--------------------|-----|----|----------------|
| ① 正規介護職員 | ・・・ | 月額 | 7,000～40,000 円 |
| ② 非正規介護職員・その他（兼務等） | ・・・ | 月額 | 5,000～30,000 円 |

≪特定処遇改善加算≫

・介護老人保健施設 笑寿の森

- | | | |
|------------------------------------|----|----------------|
| ① (A) 経験・技能ある介護福祉人材で勤続年数10年以上勤務した者 | 月額 | 5,000～25,000 円 |
| ② (B) 勤続年数10年以下で、(A)以外の他の介護福祉人材 | 月額 | 0～23,000 円 |
| ③ (C) その他の職種 | 月額 | 0～10,000 円 |

※ (C) その他の職種とは、介護福祉人材において、介護職員（介護福祉士又は介護士）以外の職種である為、事務員、看護師、リハビリ、社会福祉士等を言う。

又、(C) その他の職員で、年収440万円以上にあたる職員への交付は認められない。

※笑寿の森の(C)は、現在は看護師のみです。

令和4年度までは、毎月固定での支給（処遇・特定）でしたが、今年度（令和5年）は、交付金額決定額により、毎月変動額にて交付します。

※入所者数により、交付金額が決定しますので、入所者が多ければ多いほど、職員への還元額は、勿論のことあがります。

6 キャリアパス要件

① キャリアパス要件Ⅰ

- イ) 職位、職責又は職務内容等に応じた任用の要件は「就業規則」に定める
- ロ) 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系は「給与規程」に定める
- ハ) 「就業規則」「給与規程」を備え付けることで周知する。

② キャリアパス要件Ⅱ

- イ) 資質向上のために計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。研修費用は法人の全額負担とする。
- ロ) 「研修計画書」を掲示することで周知する。

③ キャリアパス要件Ⅲ

- イ) 昇給は毎年4月に行う。「人事評価」と「経験年数」に応じてなされる仕組みとする。
- ロ) 「給与規程」「人事評価要綱」を事業所に備え付けることで周知する。

7 職場環境等要件

① 資質の向上

研修の受講やキャリア段位制度と人事考課を連動する。

② 職場環境・処遇の改善

- イ) 子育てとの両立を目指すために、育児休業制度を充実する。
- ロ) ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や介護内容を改善する

③ その他

地域住民との交流の場として施設開放を行う。